二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
笹倉沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県日光市川俣
字鬼怒沼国有林
四八林班　へ4小班　一号及び二号
へ2小班　三号から二十四号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
社宅裏沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県日光市久次良
字荒沢国有林
六一七林班　ち小班　一号から五号まで
り小班　六号から十号まで
い小班　十一号から十八号まで、二十六号及び二十七号
栃木県日光市久次良町
二四二番　十九号から二十五号まで及び二十八号から三十三号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大猷院沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県日光市安川町
二二七二番　一号から八号まで及び四十六号
二二七五番二　九号から四十五号まで

○国土交通省告示第九百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
片蓋川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二年建設省告示第百十二号で指定した同号二に掲げる土地、平成四年建設省告示第二千五号で指定した同号二に掲げる土地及び平成十三年国土交通省告示第千六百九十五号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）
群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢
字砂塚　二〇三二番二三　一号から六号まで
二〇三二番二八七　七号
二〇三二番五六八七　八号
二〇三二番五六八五　九号
二〇三二番五八〇六　十号及び十一号
字地蔵堂　一九九〇番二六四八　六十一号から六十六号まで
一九九〇番三七八九　六十七号及び六十八号
一九九〇番二六五五　六十九号
一九九〇番二六四七　七十号及び七十一号
一九九〇番八六一　七十二号
一九九〇番二六三四　七十三号
一九九〇番五二四九　七十四号
一九九〇番二六三九　七十五号
一九九〇番二六三六　七十六号
一九九〇番二六三五　七十七号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原
字南木山大カイシコ　一〇五三番七四五八　十二号から十四号まで
字南木山論ノトヤ　一〇五三番九一九三　十五号
一〇五三番二八　十六号から二十一号まで及び三十一号から三十七号まで
一〇五三番四六　二十二号から三十号まで及び三十八号から五十八号まで
字大カイシコ　一〇五三番七四　五十九号及び六十号

○国土交通省告示第九百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　片蓋川
次に掲げる土地に存する標柱一号から七十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢
字砂塚　二〇三二番二三　一号から六号まで
二〇三二番二八七　七号
二〇三二番五六八七　八号
二〇三二番五六八五　九号
二〇三二番五八〇六　十号及び十一号
字地蔵堂　一九九〇番二六四八　六十一号から六十六号まで
一九九〇番三七八九　六十七号及び六十八号
一九九〇番二六五五　六十九号
一九九〇番二六四七　七十号及び七十一号
一九九〇番八六一　七十二号
一九九〇番二六四六　七十三号
一九九〇番五二四九　七十四号
一九九〇番二六三九　七十五号
一九九〇番二六三六　七十六号
一九九〇番二六三五　七十七号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原
字南木山大カイシコ　一〇五三番七四五八　十二号から十四号まで
字南木山論ノトヤ　一〇五三番九一九三　十五号
一〇五三番二八　十六号から二十一号まで及び三十一号から三十七号まで
一〇五三番四六　二十二号から三十号まで及び三十八号から五十八号まで
字大カイシコ　一〇五三番七四　五十九号及び六十号
字論ノトヤ　一〇五三番二八　十六号から二十一号まで及び三十一号から三十七号まで
一〇五三番四六　二十二号から三十号まで及び三十八号から五十八号まで

○国土交通省告示第九百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
濁沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原
字モロシコ　一〇五三番一一四八二　一号、五号及び九号
一〇五三番二五九六　六号から八号まで
字論ノトヤ　一〇五三番四六　二号から四号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
砂塚
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢
字砂塚　二〇三二番二八六　一号から二十二号まで